平成２５年（フ）第１７１号
福井県鯖江市石田上町第21号11番地49
破産者　原　　妙子（旧姓有馬）
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７２号
福井県丹生郡越前町新保第13号27番地、旧住所福井県越前市高瀬２丁目１番28号
破産者　髙家　　巌
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
福井県鯖江市杉本町第28号51番地２
破産者　中村　　智
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
長野県上田市古里26番地３　エスティアム柳町１階105号、住民票上の住所長野県東御市滋野甲4169番地１
破産者　小野澤政廣
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第２２号
長野県上田市古里26番地３　エスティアム柳町１階105号、住民票上の住所長野県東御市滋野甲4169番地１
破産者　小野澤悦子
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第８５号
長野県安曇野市掘金烏川4835番地３
破産者　長田　昭美
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井1772番地２
破産者　安田　正博
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第１０号
岐阜県多治見市平井町４丁目105番地の１サンサープラスⅡ―202、前住所岐阜県中津川市手賀野263番地の11　コーポクマザキ201号
破産者　安田　敬司
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２１４３号
愛知県半田市亀崎町９丁目28番地
破産者　手嶋　久年
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７２号
名古屋市中区千代田３丁目32番８号　アーバンラフレ鶴舞公園１号棟418号、開始決定時の住所名古屋市中区新栄３丁目20番27号　アクシオス千種2213号
破産者　小坂井雅生
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０４０号
埼玉県戸田市喜沢１丁目27番地の22、開始決定時の住所名古屋市中区金山２丁目８番４号エスポア金山404号
破産者　アイマックス（コスメウェーブ）こと　岡野　利博
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６９１号
大阪市淀川区東三国２丁目９番２―218号
破産者　サタケシステムこと　佐竹　良二
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４７４号
大阪府枚方市堂山１丁目44番９―101号
破産者　スーパーウォーターサービスこと　成澤　栄治
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８６２号
大阪府吹田市岸部中３丁目６番13号
破産者　湯浅　　正
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７５５号
大阪府豊中市上野東３丁目17番25―503号
破産者　井上　治郎
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０１５号
大阪市平野区背戸口２丁目８番32―412号、前住所大阪府羽曳野市高鷲６丁目12番31号
破産者　岡﨑　宏樹
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４０６号
神戸市垂水区下畑町字雲星498番地の２　石坂マンション404号、従前の住所神戸市垂水区桃山台５丁目17番地の２　県住１―205号
破産者　東内　美佐
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６３号
兵庫県加古郡稲美町加古1006番地
破産者　糟谷　公平（旧姓和田）
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部